議第８０号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）９月５日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市手数料条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市手数料条例（平成１１年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

別表第１号財務部関係の表２の項中「３００円」の次に「（多機能端末機（コンビニエンスストア等に設置され、市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付にあっては、２００円）」を加える。

別表第２号市民生活部関係の表３の項及び１８の項中「３００円」の次に「（多機能端末機による交付にあっては、２００円）」を加える。

別表第５号都市整備部関係長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表を次のように改める。

<table>
<tr><th>区分</th><th>手数料</th></tr>
<tr><td>1　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第５</td><td>次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額
<table>
<tr><th>建築物全体の戸数</th><th>基準額</th></tr>
<tr><td>⑴　戸数の合計が１戸のもの</td><td>13,100円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>条第１項から第４項までの規定による住宅（新築しようとするものに限る。）の認定の申請に対する審査</td>
<td>
<table>
<tr><td>⑵　戸数の合計が１戸を超え５戸以内のもの</td><td>24,800円</td></tr>
<tr><td>⑶　戸数の合計が５戸を超え10戸以内のもの</td><td>37,500円</td></tr>
<tr><td>⑷　戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの</td><td>59,100円</td></tr>
<tr><td>⑸　戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの</td><td>91,700円</td></tr>
<tr><td>⑹　戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの</td><td>137,200円</td></tr>
<tr><td>⑺　戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの</td><td>229,500円</td></tr>
<tr><td>⑻　戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの</td><td>289,300円</td></tr>
<tr><td>⑼　戸数の合計が300戸を超えるもの</td><td>327,800円</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>２　長期優良住宅普及促進法第５条第１項から第７項までの規定による住宅（新築をしようとするものを除く。）の認定の申請に対する審査</td>
<td>次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額
<table>
<tr><th>建築物全体の戸数</th><th>基準額</th></tr>
<tr><td>⑴　戸数の合計が１戸のもの</td><td>18,400円</td></tr>
<tr><td>⑵　戸数の合計が１戸を超え５戸以内のもの</td><td>34,600円</td></tr>
<tr><td>⑶　戸数の合計が５戸を超え10戸以内のもの</td><td>53,700円</td></tr>
<tr><td>⑷　戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの</td><td>86,100円</td></tr>
<tr><td>⑸　戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの</td><td>134,900円</td></tr>
<tr><td>⑹　戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの</td><td>203,200円</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td><table>
<tr><td>⑺　戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの</td><td>341,700円</td></tr>
<tr><td>⑻　戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの</td><td>431,300円</td></tr>
<tr><td>⑼　戸数の合計が300戸を超えるもの</td><td>489,000円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>3　長期優良住宅普及促進法第８条第１項の規定による変更（新築時に同法第５条第１項から第４項までの規定による認定を受けた住宅に限る。）の認定の申請に対する審査</td><td>次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額<table>
<tr><th>建築物全体の戸数</th><th>基準額</th></tr>
<tr><td>⑴　戸数の合計が１戸のもの</td><td>6,500円</td></tr>
<tr><td>⑵　戸数の合計が１戸を超え５戸以内のもの</td><td>12,400円</td></tr>
<tr><td>⑶　戸数の合計が５戸を超え10戸以内のもの</td><td>18,700円</td></tr>
<tr><td>⑷　戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの</td><td>29,500円</td></tr>
<tr><td>⑸　戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの</td><td>45,800円</td></tr>
<tr><td>⑹　戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの</td><td>68,600円</td></tr>
<tr><td>⑺　戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの</td><td>114,700円</td></tr>
<tr><td>⑻　戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの</td><td>144,600円</td></tr>
<tr><td>⑼　戸数の合計が300戸を超えるもの</td><td>163,900円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>4　長期優良住宅普及促進法第８条第１項の規定による変更（新築時に同法第５条第１項から第４項までの規定による</td><td>次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額<table>
<tr><th>建築物全体の戸数</th><th>基準額</th></tr>
<tr><td>⑴　戸数の合計が１戸のもの</td><td>9,200円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

認定を受けた住宅を除く。）の認定の申請に対する審査	⑵　戸数の合計が１戸を超え５戸以内のもの	17,300円
	⑶　戸数の合計が５戸を超え10戸以内のもの	26,800円
	⑷　戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	43,000円
	⑸　戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	67,400円
	⑹　戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	101,600円
	⑺　戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	170,800円
	⑻　戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	215,600円
	⑼　戸数の合計が300戸を超えるもの	244,500円
5　長期優良住宅普及促進法第６条第２項の規定による申出に対する審査（同法第８条第２項において準用する場合を含む。）	前４項の規定による手数料に当該申出に係る建築物ごとに建築基準法関係第１項に定める額及び建築設備に係る部分が含まれる場合においては当該建築設備一基につき建築基準法関係第２項に定める額を加算した額	
6　長期優良住宅普及促進法第９条第１項又は第３項の規定による譲受人を決定した場合における変更の認定の申請に対する審査	2,400円	
7　長期優良住宅普及促進法第10条の規定による地位の承継の承認の申請に対する審査	2,400円	
8　長期優良住宅普及促進法第18条第１項の規定による容積	160,000円	

率の特例許可の申請に対する審査	

附　則

この条例は、令和５年１月１日から施行する。ただし、別表第５号都市整備部関係長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表の改正規定は、令和４年１０月１日から施行する。

参考資料

新潟県柏崎市手数料条例（平成１１年１２月１６日条例第３２号）

改正後

別表（第２条関係）

（１）　財務部関係

	事務	名称	手数料の額
（略）			
２	所得に関する証明	所得に関する証明手数料	300円 （多機能端末機（コンビニエンスストア等に設置され、市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付にあっては、200円）
（略）			

（２）　市民生活部関係

	事務	名称	手数料の額
（略）			
３	住民基本台帳法第12条第１項、第12条の３第１項、第２項若しくは第８項又は第12条の４第１項の規定に基づく住民票の	住民票の写しの交付手数料	300円 （多機能端末機による交付にあっては、200円）

改正前

別表（第２条関係）

（１）　財務部関係

	事務	名称	手数料の額
（略）			
２	所得に関する証明	所得に関する証明手数料	300円
（略）			

（２）　市民生活部関係

	事務	名称	手数料の額
（略）			
３	住民基本台帳法第12条第１項、第12条の３第１項、第２項若しくは第８項又は第12条の４第１項の規定に基づく住民票の写しの交付	住民票の写しの交付手数料	300円

改正後

	写しの交付		
（略）			
18	印鑑条例第７条第３項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書交付手数料	300円 （多機能端末機による交付にあっては、200円）
（略）			

（３）・（４）　（略）

（５）都市整備部関係

租税特別措置法関係　（略）

建築基準法関係　（略）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係

区分	手数料
1　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第５条第１項から第４項までの規定による住宅（新築しようとするものに限る。）の認定の申請に対する審査	次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額

建築物全体の戸数	基準額
(1)　戸数の合計が１戸のもの	13,100円
(2)　戸数の合計が１戸を超え５戸以内のもの	24,800円
(3)　戸数の合計が５戸を超え10戸以内のもの	37,500円
(4)　戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	59,100円
(5)　戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	91,700円
(6)　戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	137,200円
(7)　戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	229,500円
(8)　戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	289,300円
(9)　戸数の合計が300戸を超えるもの	327,800円

改正前

（略）			
18	印鑑条例第７条第３項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書交付手数料	300円
（略）			

（３）・（４）　（略）

（５）都市整備部関係

租税特別措置法関係　（略）

建築基準法関係　（略）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係

区分	手数料
1　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第５条第１項、第２項又は第３項の規定による新築の認定の申請に対する審査	次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額を当該認定の申請が同時になされた住戸（以下「同時申請戸」という。）の数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

建築物全体の戸数	基準額
(1)　戸数の合計が１戸のもの	13,100円
(2)　戸数の合計が１戸を超え５戸以内のもの	24,800円
(3)　戸数の合計が５戸を超え10戸以内のもの	37,500円
(4)　戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	59,100円
(5)　戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	91,700円
(6)　戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	137,200円
(7)　戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	229,500円
(8)　戸数の合計が200戸を超え	289,300円

改正後

2　長期優良住宅普及促進法第５条第１項から第７項までの規定による住宅（新築をしようとするものを除く。）の認定の申請に対する審査	次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額

建築物全体の戸数	基準額
⑴　戸数の合計が１戸のもの	18,400 円
⑵　戸数の合計が１戸を超え５戸以内のもの	34,600 円
⑶　戸数の合計が５戸を超え10 戸以内のもの	53,700 円
⑷　戸数の合計が 10 戸を超え25 戸以内のもの	86,100 円
⑸　戸数の合計が 25 戸を超え50 戸以内のもの	134,900 円
⑹　戸数の合計が 50 戸を超え100 戸以内のもの	203,200 円
⑺　戸数の合計が100 戸を超え200 戸以内のもの	341,700 円
⑻　戸数の合計が200 戸を超え300 戸以内のもの	431,300 円
⑼　戸数の合計が300 戸を超えるもの	489,000 円

3　長期優良住宅普及促進法第８条第１項の規定による変更（新築時に同法第５条第１項から第４項までの規定による認定を受けた住宅に限る。）の認定の申請に対する審査	次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額

建築物全体の戸数	基準額
⑴　戸数の合計が１戸のもの	6,500 円
⑵　戸数の合計が１戸を超え５戸以内のもの	12,400 円
⑶　戸数の合計が５戸を超え10 戸以内のもの	18,700 円
⑷　戸数の合計が 10 戸を超え	29,500 円

改正前

2　長期優良住宅普及促進法第５条第１項、第２項又は第３項の規定による増築又は改築（新築時に同法第５条第１項、第２項又は第３項の規定による認定を受けていない住宅に限る。）の認定の申請に対する審査	次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額を同時申請戸の数で除した額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

建築物全体の戸数	基準額
⑴　戸数の合計が１戸のもの	18,400 円
⑵　戸数の合計が１戸を超え５戸以内のもの	34,600 円
⑶　戸数の合計が５戸を超え10 戸以内のもの	53,700 円
⑷　戸数の合計が 10 戸を超え25 戸以内のもの	86,100 円
⑸　戸数の合計が 25 戸を超え50 戸以内のもの	134,900 円
⑹　戸数の合計が 50 戸を超え100 戸以内のもの	203,200 円
⑺　戸数の合計が100 戸を超え200 戸以内のもの	341,700 円
⑻　戸数の合計が200 戸を超え300 戸以内のもの	431,300 円
⑼　戸数の合計が300 戸を超えるもの	489,000 円

3　長期優良住宅普及促進法第５条第４項又は第５項の規定による区分所有住宅に係る新築の認定の申請に対する審査	次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額

建築物全体の戸数	基準額
⑴　戸数の合計が１戸を超え５戸以内のもの	24,800 円
⑵　戸数の合計が５戸を超え10 戸以内のもの	37,500 円
⑶　戸数の合計が 10 戸を超え25 戸以内のもの	59,100 円
300 戸以内のもの	
⑼　戸数の合計が300 戸を超えるもの	327,800 円

改正後

25戸以内のもの	
⑸　戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	45,800円
⑹　戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	68,600円
⑺　戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	114,700円
⑻　戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	144,600円
⑼　戸数の合計が300戸を超えるもの	163,900円

4　長期優良住宅普及促進法第８条第１項の規定による変更（新築時に同法第５条第１項から第４項までの規定による認定を受けた住宅を除く。）の認定の申請に対する審査

次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額

建築物全体の戸数	基準額
⑴　戸数の合計が１戸のもの	9,200円
⑵　戸数の合計が１戸を超え５戸以内のもの	17,300円
⑶　戸数の合計が５戸を超え10戸以内のもの	26,800円
⑷　戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	43,000円
⑸　戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	67,400円
⑹　戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	101,600円
⑺　戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	170,800円
⑻　戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	215,600円
⑼　戸数の合計が300戸を超えるもの	244,500円

5　長期優良住宅普及促進法第６条第２項の規定による申出に対する審査（同法第８条第２項において準用する場合を

前４項の規定による手数料に当該申出に係る建築物ごとに建築基準法関係第１項に定める額及び建築設備に係る部分が含まれる場合においては当該建築設備一基につき建築基準法関係第

改正前

⑷　戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	91,700円
⑸　戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	137,200円
⑹　戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	229,500円
⑺　戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	289,300円
⑻　戸数の合計が300戸を超えるもの	327,800円

4　長期優良住宅普及促進法第５条第４項又は第５項の規定による区分所有住宅に係る増築又は改築（新築時に同法第５条第４項又は第５項の規定による認定を受けていない住宅に限る。）の認定の申請に対する審査

次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額

建築物全体の戸数	基準額
⑴　戸数の合計が１戸を超え５戸以内のもの	34,600円
⑵　戸数の合計が５戸を超え10戸以内のもの	53,700円
⑶　戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	86,100円
⑷　戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	134,900円
⑸　戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	203,200円
⑹　戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	341,700円
⑺　戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	431,300円
⑻　戸数の合計が300戸を超えるもの	489,000円

5　長期優良住宅普及促進法第８条第１項の規定による変更（新築時に同法第５条第１項、第２項又は第３項の規定

次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額を同時申請戸の数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>含む。）

２項に定める額を加算した額</td><td>による認定を受けた住宅に限る。）の認定の申請に対する審査

<table>
<tr><th>建築物全体の戸数</th><th>基準額</th></tr>
<tr><td>⑴　戸数の合計が１戸のもの</td><td>6,500 円</td></tr>
<tr><td>⑵　戸数の合計が１戸を超え５戸以内のもの</td><td>12,400 円</td></tr>
<tr><td>⑶　戸数の合計が５戸を超え10 戸以内のもの</td><td>18,700 円</td></tr>
<tr><td>⑷　戸数の合計が 10 戸を超え25 戸以内のもの</td><td>29,500 円</td></tr>
<tr><td>⑸　戸数の合計が 25 戸を超え50 戸以内のもの</td><td>45,800 円</td></tr>
<tr><td>⑹　戸数の合計が 50 戸を超え100 戸以内のもの</td><td>68,600 円</td></tr>
<tr><td>⑺　戸数の合計が100 戸を超え200 戸以内のもの</td><td>114,700 円</td></tr>
<tr><td>⑻　戸数の合計が200 戸を超え300 戸以内のもの</td><td>144,600 円</td></tr>
<tr><td>⑼　戸数の合計が300 戸を超えるもの</td><td>163,900 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>６　長期優良住宅普及促進法第９条第１項又は第３項の規定による譲受人を決定した場合における変更の認定の申請に対する審査</td><td>2,400 円</td><td>６　長期優良住宅普及促進法第８条第１項の規定による変更（増築又は改築時に同法第５条第１項、第２項又は第３項の規定による認定を受けた住宅に限る。）の認定の申請に対する審査

次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額を同時申請戸の数で除した額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
<table>
<tr><th>建築物全体の戸数</th><th>基準額</th></tr>
<tr><td>⑴　戸数の合計が１戸のもの</td><td>9,200 円</td></tr>
<tr><td>⑵　戸数の合計が１戸を超え５戸以内のもの</td><td>17,300 円</td></tr>
<tr><td>⑶　戸数の合計が５戸を超え10 戸以内のもの</td><td>26,800 円</td></tr>
<tr><td>⑷　戸数の合計が 10 戸を超え25 戸以内のもの</td><td>43,000 円</td></tr>
<tr><td>⑸　戸数の合計が 25 戸を超え50 戸以内のもの</td><td>67,400 円</td></tr>
<tr><td>⑹　戸数の合計が 50 戸を超え100 戸以内のもの</td><td>101,600 円</td></tr>
<tr><td>⑺　戸数の合計が100 戸を超え</td><td>170,800 円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

改正後

7　長期優良住宅普及促進法第10条の規定による地位の承継の承認の申請に対する審査	2,400円
8　長期優良住宅普及促進法第18条第１項の規定による容積率の特例許可の申請に対する審査	160,000円

改正前

	200戸以内のもの
	⑻　戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの　215,600円
	⑼　戸数の合計が300戸を超えるもの　244,500円
7　長期優良住宅普及促進法第８条第１項の規定による変更（新築時に同法第５条第４項又は第５項の規定による区分所有住宅に係る認定を受けた住宅に限り、第９条第３項の規定による申請に係るものを除く。）の認定の申請に対する審査	次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額
	建築物全体の戸数　基準額
	⑴　戸数の合計が１戸を超え５戸以内のもの　12,400円
	⑵　戸数の合計が５戸を超え10戸以内のもの　18,700円
	⑶　戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの　29,500円
	⑷　戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの　45,800円
	⑸　戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの　68,600円
	⑹　戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの　114,700円
	⑺　戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの　144,600円
	⑻　戸数の合計が300戸を超えるもの　163,900円
8　長期優良住宅普及促進法第８条第１項の規定による変更（増築又は改築時に同法第５条第４項又は第５項の規定による区分所有住宅に係る認定を受けた住宅に限り、第９条第３項の規定による申請に係るものを除く。）の認定の申請に対する審査	次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額
	建築物全体の戸数　基準額
	⑴　戸数の合計が１戸を超え５戸以内のもの　17,300円
	⑵　戸数の合計が５戸を超え10戸以内のもの　26,800円
	⑶　戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの　43,000円
	⑷　戸数の合計が25戸を超え　67,400円

改正後	改正前
	50戸以内のもの (5) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの　101,600円 (6) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの　170,800円 (7) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの　215,600円 (8) 戸数の合計が300戸を超えるもの　244,500円
	9　長期優良住宅普及促進法第６条第２項の規定による申出に対する審査（同法第８条第２項において準用する場合を含む。）　前８項の規定による手数料に当該申出に係る建築物ごとに建築基準法関係第１項に定める額及び建築設備に係る部分が含まれる場合においては当該建築設備一基につき建築基準法関係第３項に定める額を加算した額
	10　長期優良住宅普及促進法第９条第１項又は第３項の規定による譲受人を決定した場合における変更の認定の申請に対する審査　2,400円
	11　長期優良住宅普及促進法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査　2,400円
	12　長期優良住宅普及促進法第18条第１項の規定による容積率の特例許可の申請に対する審査　160,000円